

意見書

西企営第67号

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 むらお かずとし
村尾 和俊

連絡先

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見

【算定根拠に係る情報開示について】

本ガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当」と規定されているところです。

しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。

したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないように措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと考えます。

【接続料の算定方法について】

また、本ガイドライン改正案の作成にあたり、本年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保(公平性)」を追加した上で、「接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる」という考え方が示されていますが、かかる考え方は、携帯電話事業者間だけではなく、お互いに接続料を支払い合う関係にある携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。

したがって、本ガイドラインで整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

特に、本ガイドライン改正案では、CAPM方式により計算される期待自己資本利益率の算定に用いる「主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利の値」について、1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)を用いることとされていますが、現在、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率は、過去三年間のCAPM方式により計算される期待自己資本利益率の平均値を用いることとされていることに加え、それ以前に、そもそも、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされており、二種指定設備の接続料算定に用いる値に比べて著しく低い値となっています。

「1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ」を用いることについては、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制できる点や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする点で適切と考えられること、また、事業運営の安定性等が求められるという面では、一種指定設備と二種指定設備との間に何ら違いが存在しないことを踏まえ、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率の算定においても、当該データを用いることができるよう見直す必要があると考えます。

少なくとも、ひかり電話網と携帯電話事業者網との関係のように、接続料を相互に支払い合う関係にある場合には、発信側のひかり電話網から見て、着信側の携帯電話事業者網との接続が事業展開上不可欠であることは明らかであり、それにも関わらず、ひかり電話の接続料算定に用いる自己資本利益率よりも遥

かに高い自己資本利益率を用いて算定された携帯電話の接続料を支払うこととなるとすれば著しくバランスを失することになり、一種・二種指定事業者間の公正な競争環境を阻害するものと考えます。

したがって、総務省殿におかれましては、一種指定設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について、速やかに省令を改正し、二種指定設備と同様の接続料算定が可能となるよう対処いただきたいと思います。